

伊勢原市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術又は去勢手術（以下これらを「手術」という。）を行うために、市が所有する飼い主のいない猫用捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 捕獲器の貸出しを受けることができるものは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、満20歳以上の者であること。
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせる予定があること。
- (3) 捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。ただし、自己の所有する土地等に捕獲器を設置する場合は、この限りでない。
- (4) 自己の責任で捕獲器の管理、餌の入替え等ができること。

(貸出期間)

第3条 捕獲器の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した21日以内（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、捕獲器の貸出しの状況に応じ、貸出期間を最大7日間まで延長することができる。

(費用負担)

第4条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請)

第5条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、伊勢原市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、捕獲器貸出書兼手術確認書（第2号様式）を交付し捕獲器を貸出すものとする。

(遵守事項等)

第7条 捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、捕獲器を常に良好な状態で管理するものとし、貸出しを受けた目的以外に使用し、第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は改造してはならない。

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、貸出しを行っている捕獲器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(損害賠償等)

第8条 借受者は、貸出しを受けた捕獲器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(返却及び報告)

第9条 借受者は、貸出しを受けた捕獲器に破損、異常等がないか確認し、第3条に規定する貸出期間内に返却するとともに、捕獲器貸出書兼手術確認書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(免責)

第10条 市長は、貸出期間中に発生した事故に対しては、理由のいかんにかかわらず、一切の責任を負わない。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書

年 月 日

伊勢原市長 様

申請者

住所 伊勢原市

氏名

電話番号

去勢又は不妊手術のための猫捕獲器を借り受けたいので、次の事項について、同意・確認の上申し出ます。

同意事項	チェック
捕獲器は、去勢又は不妊手術のための猫※の捕獲以外には使用しません。 ※市内に生息する飼い主のいない猫	☐
捕獲器の設置に必要な器具は、申出者の負担とします。	☐
他の者及び財産に損害等を与えないよう責任を持って捕獲器を管理使用し、 トラブルについての損害責任は、すべて申出者の責任とし、 トラブル等の相手先との対応等については、誠意をもって対応します。	☐
捕獲器を毀損又は滅失しないよう管理使用し、毀損又は滅失した場合は、申出者が責任をも って借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償します。	☐
他の者に再貸与しません。	☐
捕獲器を消毒及び清掃し、借り受けた時と同程度の状態で返却します。	☐
確認事項	
猫を遺棄することは、法律で禁止されています（100 万円以下の罰金）。	☐
猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています（2 年以下の懲役又は 200 万円以下 の罰金）。	☐

借用する捕獲器について、次のとおりの状態であることを確認しました。

破損状況	なし
	あり（内容： ）

本人確認

返却期限 年 月 日

借受期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

様

伊勢原市長

捕獲器貸出書兼手術確認書

猫の去勢又は不妊手術のため、猫捕獲器を貸し出します。

返却に際しては、捕獲・手術の状況を下欄に記載して、本書類を提出してください。

返却期限（厳守） 年 月 日

【捕獲・手術状況】（捕獲・手術を実施できた場合に記載。捕獲・手術した猫が複数の場合は裏面に同事項を記載すること。）

捕獲した日 年 月 日

手術日 年 月 日

手術実施病院名 (市・町・村)

※市役所使用欄

返却日 年 月 日 (洗浄済 ☐)

注意事項

捕獲器は、去勢又は不妊手術のための猫※の捕獲以外には使用できません。

※市内に生息する飼い主のいない猫

捕獲器の設置に必要な器具は、申出者の負担とします。

他の者及び財産に損害等を与えないよう責任を持って捕獲器を管理使用し、トラブルについての損害責任は、すべて申出者の責任とし、トラブル等の相手先との対応等については、申出者が誠意をもって対応してください。

捕獲器を毀損又は滅失しないよう管理使用し、毀損又は滅失した場合は、責任をもって、借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償してください。

捕獲器を消毒及び清掃し、借り受けた時と同程度の状態で返却してください。

捕獲器を他の者に再貸与してはいけません。

猫を遺棄することは、法律で禁止されています（100万円以下の罰金）。

猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）。